

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは平成29年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

平成29年1月25日(水)

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「歩きぬた魅力アップ推進事業委託」

(2) 目的

世田谷区では、砧地域の地域活性化事業の一つとして、健康づくりウォーキングマップを活用し、まちを歩くことで地域住民のさらなる健康増進を推進するとともに、地域の魅力を再発見し、歴史や文化を未来に継承することとした。また、東京2020大会のアメリカ選手団キャンプ地となる大蔵総合運動場へのオリンピック・パラリンピック関係訪問者にも広く砧の魅力を発信し、大会の気運醸成を図るとともに砧地域の活性化を図ることとする。このたび29年度に砧地区と喜多見地区、30年度に祖師谷地区と船橋地区を対象にこの事業を実施する。

(3) 業務内容

砧健康づくりウォーキングマップの作成

既存の砧健康づくりウォーキングマップを参考とし、地域をよく知る住民や大学の協力を得るなどして、魅力ある場所やそれにまつわる話などを収集しウォーキングマップを作成するとともに、その英語版を作成する。

また、解説版の冊子(日本語)を作成する。

マップはA3判を基本とし、コースにより長辺が長くなる場合がある。冊子はA5判20ページ程度とする。納品物は成果物2部と原稿データとし、印刷、製本は本件契約内容に含まない。ファイル形式は区と協議の上決定すること。

平成30年度において、29年度に作成した砧・喜多見地区のマップについて、祖師谷・船橋地区のマップとの整合性を図るための必要な修正を行なうこと。

地域紹介動画の作成

ウォーキングマップのコースを元に、地区の魅力を紹介する動画を作成

し、公共施設、町会・自治会等各種イベントで活用する。また、区ホームページの掲載やDVDの貸し出しにより、地域の人が自らの町を再発見するための観賞や、他地域への魅力発信の素材とする。

撮影する映像は43インチ以上の液晶画面での鑑賞に堪えられるものとし、映像酔い等の防止に配慮すること。また、ナレーション字幕を入れるものとし、字幕は、日本語版、外国語版を作成する。納品物は、成果物DVD正副2枚と動画データとし、媒体への複製、配布等は本件契約内容に含まない。ファイル形式は区と協議の上決定すること。

平成30年度において、29年度に作成した砧・喜多見地区の動画について、祖師谷・船橋地区の動画との整合性を図るための必要な修正を行うこと。

(4) 履行期間(期限)

平成29年4月から平成31年3月31日まで

ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは平成30年度の契約を締結しない場合がある。

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、「営業種目 116 ビデオ・スライド製作」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための条件

本件では提出者の選定は行わず、参加資格要件の確認のみを行う。

4 提案書等の部数、求める内容

(1) 提案書等の部数

正本 1部

A4判、両面刷り、枚数は提案書6枚(12ページ)以内(表紙含む、カラー可)とし、様式は自由とする。

表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、提出者名(社名)を記載すること。

副本 7部

上記正本と同じだが、表紙、本文等から提出者名(社名)が判断できるような記述を除いたもの。

(2) 提案書内容

実施体制に関する事項(1ページ程度)

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載すること。

- ・ 提出者の実施体制
- ・ 業務責任者等の経歴や資格
- ・ 区との連絡体制

提出者の過去における類似業務の実績(1ページ程度)

様式は自由とするが、作成内容、期間など具体的に記述すること。

顧客名を明記できない場合は、可能な範囲で記載すること。

本業務の実施方針(1ページ程度)

様式は自由とするが、作業スケジュール案、区が担うことも記載すること。

業務内容に関する企画提案(6ページ程度)

様式は自由とするが、以下の点ができるように記述すること。

まちの魅力を表現する成果物のコンセプト

作成するマップ、冊子の構成の案

動画の記録形式、画質、撮影方法、シナリオの案

見積もり書(2ページ程度)

様式は自由とするが、作業ごとの内訳がわかるように詳細に作成すること。

5 提案書を特定するための評価基準

提案書は以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) 提案概要及び事業の進め方に関する事項
- (2) ウォーキングマップのデザインに関する事項

- (3) 解説版冊子の取材、編集に関する事項
- (4) 動画の構成、素材収集、編集に関する事項
- (5) 区民、大学との連携に関する事項
- (6) 実施体制・履行実績に関する事項
- (7) 外国人等多様性への配慮に関する事項
- (8) その他

なお、提案書のほか、プレゼンテーション、見積書により価格面での評価を行う。

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区砧総合支所健康づくり課
世田谷区成城 6 - 2 - 1 21 番窓口
電話番号 03 - 3483 - 3161
FAX 03 - 3483 - 3167

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年1月25日(水)から2月8日(水)まで
砧総合支所健康づくり課窓口または当課ホームページ

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成29年2月8日(水)午後5時まで(必着)
砧総合支所健康づくり課 郵送またはFAX

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成29年3月1日(水)午後5時まで(必着)
砧総合支所健康づくり課 持参

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)と同じ
- (6) 区は、この案件に参加表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(8) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。

(9) 詳細は説明書による。